

給実甲第 1364 号

令和 7 年 9 月 30 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 576 号の一部改正について（通知）

給実甲第 576 号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正しましたので、令和 7 年 12 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

表第1

1

以 上